

(様式1)

教高第4089号

令和2年2月12日

文部科学大臣 様

大阪府知事

吉村 洋文

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、
下記のとおり施設整備計画を変更したので提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

大阪府公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

平成29年度～令和元年度（平成31年度）（3年間）

（担当）

大阪府教育庁 教育振興室 高等学校課

住所：大阪府大阪市中央区大手前2丁目 別館5階

電話：06-6944-6883（直通）

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策を図る整備

(2) 地震、津波等の災害に備えるための整備

(大規模改造(老朽))

建築後**30**年以上経過した建物が**70**パーセント以上を占めており、外壁の劣化による剥落や、屋上防水機能の劣化による雨漏りなどを改修し、児童・生徒の安全・安心を確保する。

(大規模改造(法令等))

法令または条例に適合していない既存学校施設等を関係法令に適合させる。

(3) 防犯対策など安全性の確保を図る整備

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

(空調設備)

支援学校では、体調の維持管理が困難な児童・生徒が多く在籍するため、各教室の古い設備のものを対象として工事を行い、安全・安心な教育環境を確保する。

(鶏舎・水禽舎・解体室の建て替え)

施設の老朽化が激しく、飼育環境の劣化が著しい状況(防疫体制、生徒の安全確保も含めた学習環境の改善が必要)であることなどから建て替えを行う。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		校
中学校		1 校
義務教育学校		校
中等教育学校(前期課程)		校
特別支援学校(小学部及び中学部)		77 校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む)		5 園
幼保連携型認定こども園		園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む)		180 校
教員及び職員のための住宅		戸
学校給食施設	単独校調理場	36 箇所
	共同調理場	箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	181 箇所
	学校武道場	138 箇所
	社会体育施設	139 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 ^{※1}	無	
国土強靱化地域計画 ^{※2}	無	

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日閣議決定)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

目標の達成状況を評価するための指標を検討し、計画期間終了後、指標に基づく評価を実施する。

